

【民 暴 昔 話】

私は昭和56年4月埼玉弁護士会に登録し、来年で40年目の弁護業を勤めることとなります。山本正士先生の情報によりますと、昭和60年5月に埼玉弁護士会民暴被害者救済センターが設立されたようです。

私も当初からの民暴委員であり、初代鍛冶委員長・2代目山本正士委員長の後任として3代目民暴委員長を勤めさせていただきました。民暴委員会の草創期については山本先生が、たよりNo.10に詳細に記述されていますので、ぜひ読みいただきたいと思います。

このたよりは、既に30名以上の若手からベテランの弁護士が記述しております。

今回は20年～30年前の民暴弁護士活動を書かせていただきます。

民暴救済センター設立当初は、毎月の委員会に被害者の相談があり、15名位の委員で協議して、2～3名の委員が事件担当者となり民暴救済事件として受任しました。そして、翌月の委員会で、受任後の経過報告・対応協議して処理していきました。よって、委員全員が常時何らかの事件を担当し、苦勞しながら経験を積むことができました。

当時（1980年代～2000年頃）、民暴事件としては、交通事故の示談交渉・高利貸の債務整理・えせ同和による街宣活動対応事件・組事務所明渡し請求事件・男女トラブルの慰謝料請求事件等多くの事件があり、委員全員で協議しながら、適切に紛争解決しました。

私にとって特に印象に残っている事件を紹介します。県南のほうで演歌の流しをしている方が、その地域の暴力団に、「オレ達のなわばりを荒らされた」と言いがかりをつけられ、暴力団事務所に連れ込まれ、滅多打ちにされ、翌日死亡した事件です。実行犯の暴力団員は、傷害致死で刑務所に入りました。その亡くなられた方の家族（妻と娘達）が、県暴追センターに相談に来られ、民暴委員会に救済を求めてきました。民暴委員会は、8人の担当者を選任し、県警・暴追センターと連携し、暴力団組長・組長代行・実行犯に対し、損害賠償請求訴訟を起こしました。「暴対法」の制定前の事件であったため、使用者責任での主張・立証は大変でしたが、裁判所も理解を深め、勝訴判決を一・二審とも受け、最高裁判所の確定判決も受けることができました。この判決後、弁護士会・県警及び暴追センターの連携はますます強くなり、三者協定・県暴力排除条例の制定等深化しています。最近では若手会員を中心に「ぼったくり被害対策活動」として、大宮南銀座通りの巡回活動を行っています。民暴委員の皆様のみますますの活躍を期待しています。



加村 啓二 弁護士

寄稿者

さいたま市浦和区岸町7丁目11番2号 松栄浦和ビル4階
新埼玉法律事務所 ☎ 048-866-7770
埼玉弁護士会 民事介入暴力対策委員会
加村 啓二 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.130」から編集したものです。